

島原地域広域市町村圏組合特別養護老人ホーム（併設ショートステイからの転換）の設置等に係る候補者選定要綱

令和4年11月28日告示第22号

（趣旨）

第1条 この要綱は、島原地域広域市町村圏組合（以下「組合」という。）が長崎県指定特別養護老人ホーム（併設ショートステイからの転換）の設置等において、島原地域広域市町村圏組合介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）に定める介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の定員数内における当該指定申請の前に事前審査をし、候補者を選定することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別養護老人ホーム 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条に規定する介護老人福祉施設（入所定員が30人以上であるものに限る。）をいう。
- (2) 希望者 組合を組織する島原市、雲仙市及び南島原市（以下「構成市」という。）において特別養護老人ホームに併設するショートステイからの転換を希望し、第4条の申請をした者をいう。
- (3) 候補者 この要綱による事前審査により特別養護老人ホームの設置等に係る事前協議を行うことが適当なものとして選定された者をいう。

（希望者の公募）

第3条 島原地域広域市町村圏組合管理者（以下「管理者」という。）は、事業計画における特別養護老人ホームの整備状況を勘案し、期間を定め、希望者を公募するものとする。

- 2 前項の公募は、事業計画に定める対象施設に周知を行い実施するものとする。
- 3 公募の申込期間は、おおむね1月間とする。

（事前審査申請）

第4条 希望者は、前条の規定に基づき、特別養護老人ホーム事前審査申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書における事業計画は、次の各号の条件をすべて満たすものでなければならない。
 - (1) 長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月28日長崎県条例第61号）その他関係法令に適合するものであること。
 - (2) 地域住民との間に問題等がなく、確実に実現できるものであること。

（事前協議候補者の選定）

第5条 管理者は、候補者の選定にあたり、特別養護老人ホーム候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の名称）

第6条 委員会の名称、対象区域及び人数は、次のとおりとする。

名 称	対象区域	人数
特別養護老人ホーム（併設ショートステイからの転換）候補者 選定委員会	島原市、雲仙 市、南島原市の 全域	5人

（委員会の所掌事務）

第7条 委員会は、対象区域に係る候補者の選定について、次に掲げる方法により審議し、管理者へ報告する。

- (1) 書類審査
- (2) 現地調査（必要に応じて）
- (3) 対象区域となる構成市からの意見聴取
- (4) 希望者へのヒアリング（必要に応じて）
- (5) その他管理者が必要と認める方法

（委員会の委員）

第8条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 福祉保健関係者
- 2 委員会の委員の任期は、候補者の決定する日までとする。

（委員会の会長及び副会長）

第9条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。
- 4 会長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（委員会の会議）

第10条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、初回の会議は管理者が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員と希望者との間に利害関係が生じたり、希望者から委員への故意の接触を防止するため、会議を非公開とする。
- 6 委員の氏名については事後公表とし、候補者選定終了までの間、希望者に委員の氏名が容易に知られない環境を確保するように努めるものとする。
- 7 会議は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 8 委員会の委員と直接利害関係にある者が公募に参加した場合は、当該委員は、その審議に加わることができない。

(委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、介護保険課において処理する。

(委員会委員の責務)

第12条 委員は、公正、公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、公募に参加した、あるいは参加しようとする者に関与してはならない。
- 3 委員が関与する者が公募に参加したことが判明したときは、委員会は委員が関与した者を選定対象外とする。
- 4 委員は、選定のうへで知り得た団体や個人に関する情報を外部に漏らしてはならないものとし、その職を退いた後も同様とする。

(候補者の決定)

第13条 管理者は、第7条の規定による委員会の報告を受け候補者を決定したときは、希望者に特別養護老人ホーム候補者選定結果通知書(様式第2号)(以下「結果通知書」という。)により通知するものとする。

- 2 管理者は、第7条の規定による委員会の報告を受け条件を付して候補者を決定(以下、「仮選定」という。)したときは、仮選定とされた希望者に、特別養護老人ホーム候補者仮選定結果通知書(様式第3号)により通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた希望者は、指定された日までに特別養護老人ホーム(併設ショートステイからの転換)候補者承諾・辞退届(様式第4号)により意思表示を行うものとする。
- 4 管理者は、前項の回答書において事前協議を希望する事業者を候補者として決定したときは、結果通知書により通知するものとする。
- 5 管理者は、第1項及び第4項の規定により候補者を決定した場合においても、虚偽の申請等により第4条第2項の条件を満たさないことが発覚した場合は、当該決定を取り消すことができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則 (令和4年11月28日告示第22号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

令和 年 月 日

特別養護老人ホーム（併設ショートステイからの転換）に係る
事前審査申請書

記

法人名
代表者名
担当者名
電話番号

1 転換しようとする施設の概要

	併設本体施設 (特別養護老人ホーム)	ショートステイ
施設名		
施設所在地		
整備年度		
現定員数 上段：従来型 下段：ユニット型（ユニット数）	名 名（ ）	名 名（ ）
上記のうち特養に転換する定員数 上段：従来型 下段：ユニット型（ユニット数）	/	名 名（ ）
転換後の定員数 上段：従来型 下段：ユニット型（ユニット数）	名 名（ ）	名 名（ ）

2 転換理由等

(1) 特別養護老人ホームに転換しようとする理由

(2) 直近1年間のショートステイの利用率

11月	12月	1月	2月	3月	4月
%	%	%	%	%	%
5月	6月	7月	8月	9月	10月
%	%	%	%	%	%
				1年間平均	%

- ※ 利用率＝利用者延べ人数／定員数×日数
(利用者延べ人数・・・1日に利用者の入れ替えがあった場合は2人と計算)
- ※ 利用者延べ人数は、空床ショート利用者及び長期利用者(利用率を算出する月の直近2か月〔例：算出月が3月の場合、1月及び2月〕における利用日数の合計が30日を超える者)を除くこと。
- ※ 別途、計算の根拠となる資料を添付すること。当該資料において、長期利用者の延べ人数を月単位で併記してください。
- ※ 利用率向上のためにこれまで実施してきた対策について記載してください。

[]

※各項目について証明できる書類等参考資料を添付すること。

3 事業計画書のとおり

第 号
年 月 日

法人名
代表者

島原地域広域市町村圏組合
管理者

特別養護老人ホーム（併設ショートステイからの転換）候補者
選定結果通知書

このことについて、 年 月 日付特別養護老人ホーム（併設ショートステイからの転換）事前協議に係る事前審査申請書により事前審査に付されておりました貴殿の計画は、審査の結果、下記のとおり決定しました。

記

選定

不選定

第 号
年 月 日

法人名
代表者

島原地域広域市町村圏組合
管理者

特別養護老人ホーム（併設ショートステイからの転換）候補者
仮選定結果通知書

このことについて、 年 月 日付特別養護老人ホーム（併設ショートステイからの転換）の設置等に係る事前審査申請書により事前審査に付されておりました貴殿の計画は、審査の結果、下記のとおり決定しました。

なお、指定日までに特別養護老人ホーム（併設ショートステイからの転換）候補者承諾・辞退届（様式第4号）を提出してください。

記

仮選定 【 定員数 人 】

特別養護老人ホーム（併設ショートステイからの転換）候補者承諾・辞退届
提出期限 年 月 日

様式第4号（第13条関係）

第 号
年 月 日

島原地域広域市町村圏組合
管理者 様

法人名
代表者

特別養護老人ホーム（併設ショートステイからの転換）候補者
承諾・辞退届

このことについて、 年 月 日付第 号により特別養護老人ホーム（併設
ショートステイからの転換）の設置等に係る候補者仮選定結果通知書の結果について、
下記のとおり回答いたします。

記

承 諾

辞 退

事業計画書

1. 設置希望者

(1) 法人の事業の内容

(2) 代表者の略歴

2. 事業運営の目的及び理念（箇条書き）

(1) 目的

(2) 理念

3. 設置の概要

(1) 土地・建物の所有者・権利関係

①土地

所有権	自己所有地	借地	（貸主及び契約内容：）
抵当権等	なし	あり	

②建物

抵当権等	なし	あり
------	----	----

(2) 介護居室、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室等の配置図
(配置図を添付)

(3) 地元住民への説明の予定及びその内容

4. 家族・地域との交流機会の確保策等（具体的に）

(1) 日常生活での交流

(2) イベント等における交流

(3) その他

日常生活（ADL）の支援、機能の維持・回復のためのケア（機能訓練等）

苦情、要望等への対応

事故等への対応

事故等、緊急な場合の対応等について

損害賠償についての対応方法

5. 協力医療機関・協力歯科医療機関等との連携体制

(1) 協力医療機関名

(2) 協力歯科医療機関名

6. 利用者確保の見込み

※全体数と別に設置希望市町村在住の利用者の確保見込みも併せてご記入ください。

※利用者の現状と見込み（ニーズ等）など（「1 1. その他保険者が必要と認める事項」以外）

7. 人員の配置計画について（雇用（予定）時期・資格及び経験）

8. 市町村等との連携体制（①市町村への情報提供体制、②市町村事業に対する協力体制、③調査・指導に対する協力体制等）

9. 事業収支見込み及び資金計画

(※収支見込み表等を添付すること。)

10. 開設予定地の状況（隣接地の状況・近隣の状況・当該市町村における位置について説明。）

※設置予定地の周囲の状況が分かる写真を貼付すること。

※前記4の施設を地図上にプロット（配置）のこと

11. その他保険者が必要と認める事項

※ 介護保険事業計画掲載の応募要件として、この事業の開始時点において、入居者の70%以上が要介護者等である事について（見込）

※各項目とも具体的内容が把握できる書類を添付すること。

法人の沿革

フリガ ナ	
法人名	
所在	
主 な 沿 革	
年 月	内 容
福祉事業運営に関連する参考事項	
法人の紹介冊子等があれば添付をしてください。	

別紙2

代表者経歴書

(法人名)

カナ			生年 月日	年 月 日
氏名				
主 な 職 歴 等				
年 月～	年 月	勤 務 先 等	職 務 内 容	
地域福祉・介護保険に関する役員・委員団体活動等				
年 月～	年 月	団 体 等	職 務 内 容	
福祉事業運営に関連する資格				
資 格 の 種 類 (研修等の受講の状況等も)		資 格 取 得 年 月		
(参考事項)				